

■ 3条1項3号、4条1項16号

不服 2018-8962

<本願商標>

「タタキもみ」(標準文字)

第10類「クッション型家庭用電気マッサージ器, シート型家庭用電気マッサージ器, 椅子置き型家庭用電気マッサージ器, 家庭用電気マッサージ器, 業務用電気マッサージ器」

※審判係属中における補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

本願商標は、『タタキもみ』の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の『タタキ』の文字は、『叩くこと』等の意味合いを、『もみ』の文字は、『もむこと』等の意味合いを認識させる語である。そして、指定商品に関連するマッサージ器を取扱う業界においては、『タタキ』、『もみ』等の機能又はコースを有する商品、さらには『タタキ』と『もみ』を組み合わせた機能又はコースを有する商品の取引が行われている実情がある。そうすると、本願商標をその指定商品中『「タタキ」、「もみ」の機能又はコースを有するマッサージ器』又は『「タタキ」と「もみ」を組み合わせた機能又はコースを有するマッサージ器』に使用しても、これに接する取引者、需要者は、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示したのとして認識するにとどまる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品以外の商品に使用するときは、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるので、同法第4条第1項第16号に該当する。

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「タタキもみ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「タタキ」の文字部分と「もみ」の文字部分とは、片仮名と平仮名とで文字種が異なるものの、構成各文字は、同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔をもってまとまりよく表されていることから、全体として、一連一体のものとして把握されるものである。

そして、本願商標を構成する「タタキもみ」の文字は、原審において説示した意味合いを暗示させる場合があるとしても、その構成文字全体からは、商品の品質を直接的かつ具体的に表示したのとして直ちに理解されるとはいいい難く、むしろ、特定の意味合いを認識させ

ることのない、一種の造語として認識し、把握されるとみるのが相当である。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、本願商標が、商品の品質等を表示するものとして、その構成文字によって、取引上、普通に採択、使用されているという実情も見いだすことができず、さらに、本願の指定商品の取引者、需要者が該文字を商品の品質等を表示したものと認識するというべき事情も発見できなかった。

してみれば、本願商標をその指定商品について使用しても、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいえ、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであり、かつ、商品の品質について誤認を生ずるおそれもないというべきである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号及び同法第4条第1項第16号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

最終的に、本願商標「タタキもみ」は、識別力ありと判断されました。

審査段階では、本願商標「タタキもみ」を、その指定商品中『「タタキ」、「もみ」の機能又はコースを有するマッサージ器』又は『「タタキ」と「もみ」を組み合わせた機能又はコースを有するマッサージ器』に使用しても、これに接する取引者、需要者は、単に商品の品質を普通に用いられる方法で表示したものとして認識するにとどまるとされました。

しかし、審決では、上記のような意味合いを暗示させる場合があるとしても、その構成文字全体からは、商品の品質を直接的かつ具体的に表示したものとして直ちに理解されるとはいえず、むしろ、特定の意味合いを認識させることのない、一種の造語として認識し、把握されるとみるのが相当である、と判断されています。

家庭用マッサージ器には、「たたき（叩き）」とか「もみ（揉み）」といった、機能を選択できるようなボタンやスイッチを見かけることが多い気がします。そうであれば、本願商標を目にした需要者は、少なくとも、このような機能を有する商品であると直感するのが普通ではないだろうかというのが、個人的な感想です。

ただ、「タタキ」の文字があえて片仮名で表わされていることがユニークとも言え、これと「もみ」を組み合わせた「タタキもみ」という語が、全体としては造語的であるという考え方も、理解できる気がします。

このような商標権の排他的効力が、実際にはどこまで及ぶのか興味深いところです。

(弁理士 永露祥生)

< 2019年3月28日 >